

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに  
公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

### 函館市条例第 3 0 号

函館市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

函館市公営企業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年函館市条例第 5 1  
号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号ウを次のように改める。

ウ 市立函館病院附属南かやベクリニク

(ア) 位置 函館市川汲町 1 5 2 0 番地 4

(イ) 診療科目 内科および外科

(ウ) 病床数 1 9 床

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。  
(重要な公の施設の措置に関する条例の一部改正)
- 2 重要な公の施設の措置に関する条例（昭和 3 9 年函館市条例第 8 号）  
の一部を次のように改正する。  
第 2 条第 3 号中「病院」を「病院，南かやベクリニク」に改める。  
(函館市立病院条例の一部改正)
- 3 函館市立病院条例（平成 1 6 年函館市条例第 9 5 号）の一部を次の  
ように改正する。

題名を次のように改める。

市立函館病院等の使用料等に関する条例

第 1 条中「市立函館南茅部病院（以下「病院」を「市立函館病院附

属南かやベクリニック（以下「病院等」に、「病院の」を「病院等の」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「病院の診療」を「病院等の診療」に、「，駐車場」を「および駐車場」に改め、「および電気器具（市立函館南茅部病院に設置したものに限る。）の使用料（以下「電気器具使用料」という。）」を削り、同項第4号中「，駐車場使用料および電気器具使用料」を「および駐車場使用料」に改め、同号エを削り、同条第2項中「電気器具使用料ならびに」を削る。

第3条第3項を削る。

第5条および第6条各号列記以外の部分中「病院」を「病院等」に改める。

別表第1中「市立函館南茅部病院」を「市立函館病院附属南かやベクリニック」に改める。

別表第4を削る。

（函館市病院局職員資格取得資金貸与条例の一部改正）

- 4 函館市病院局職員資格取得資金貸与条例（平成28年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市立函館南茅部病院（以下「市立病院」を「市立函館病院附属南かやベクリニック（以下「病院等」に改める。

第2条，第9条第2号および第3号ならびに第10条第1項第1号中「市立病院」を「病院等」に改める。

（函館市看護師等修学資金貸付条例の一部改正）

- 5 函館市看護師等修学資金貸付条例（昭和39年函館市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市立函館南茅部病院（以下「病院」を「市立函館病院附属南かやベクリニック（以下「病院等」に改め、同条第2号中「病院」を「病院等」に改める。

第6条第1号および第2号，第7条第1号，第3号および第4号ならびに第8条中「病院」を「病院等」に改める。